平成２７年（フ）第８８６号
東京都昭島市福島町998番地都営東中神アパート９棟507号
債務者　佐藤　晃三
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９３号
釧路市鳥取北６丁目２番17号　鳴海マンション102号
債務者　川元　啓嗣
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１１２６号
神奈川県大和市南林間６丁目17番22号　マリーンパレスⅡ202
債務者　豊福　俊之
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０４号
横浜市旭区今宿町2669番地134
債務者　前田　直未（旧姓板谷）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４９号
静岡市駿河区用宗３丁目５番43号―303号
債務者　沖　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５６号
静岡県牧之原市細江229番地５　フェニックスＹＡＧＩ　Ａ102
債務者　杉山　　彰
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２６年（フ）第３０５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷632番地１
破産者　有限会社アウトバーン文教
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
熊本市中央区八王寺町５番５号
破産者　有限会社アドプラス
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７６号
名古屋市中村区名駅４丁目７番１号ミッドランドスクエア41階
破産者　株式会社鮨処吉凰
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１３９号
大阪市鶴見区焼野２丁目10番３号
破産者　ベルエキップ株式会社
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１５号
大阪府羽曳野市広瀬66番地の３
破産者　大進紙工株式会社
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
佐賀県唐津市西大島町222番地
破産者　有限会社サカモトストアー
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第６１号
兵庫県宍粟市山崎町五十波17番地の13
破産者　株式会社小寺豆腐
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第３７号
広島県三次市十日市中１丁目１番10号
破産者　タンダ陶器建材有限会社
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５８７号
福岡市南区高宮４丁目22番29号
破産者　岩井　直美
1　破産債権の届出期間　平成27年11月20日まで
2　一般調査期日　平成27年12月１日午前11時45分
平成27年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１０９号
福岡県宗像市日の里５丁目１番（９棟304号）
破産者　真田　竜二
1　破産債権の届出期間　平成27年11月20日まで
2　一般調査期日　平成27年12月１日午後２時30分
平成27年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０９４号
福岡市中央区警固２丁目17番19―301号
破産者　山中　　聡
1　破産債権の届出期間　平成27年11月26日まで
2　一般調査期日　平成27年12月10日午前11時
平成27年10月29日
福岡地方裁判所第４民事部